の一、一の二、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、五の一、五の二、八の一、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一、小矢部市埴生字奥山三五の一、字谷内三八一五から三八一七まで

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所　富山県氷見市白川字吉池一四一の三四

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県南砺市井口田屋字丸山一の一、一の九から一の一一まで、一の一二（次の図に示す部分に限る。）、一の一三、一の一四、上田外弐拾六ケ村入会地字山田郷真川四の一（次の図に示す部分に限る。）、四の二から四の六まで、五の一から五の四まで、六の一（次の図に示す部分に限る。）、六の二から六の五まで、六の六・六の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六の八、七の一（次の図に示す部分に限る。）、七の二、七の三、七の五から七の一三まで、七の一八から七の二〇まで、八の一（次の図に示す部分に限る。）、一二の一、一二の一二、一三の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町大道字中谷割二から四まで、四の二、四の四、四の五、五、七、八の一、九、九の二、一〇、一〇の二、一一、一二の一、一二の二、二一の一、二一の二、二二から二六まで、二六の二から二六の四まで、二七から三一まで、三一の二から三一の四まで、三一の六、三一の八から三一の一二まで、字柳谷割三二の一、三二の二、三二の四、三二の五、三三、三三の二、三四、三四の二、三五から三七まで、三九、四〇の一、四〇の三、四一の一から四一の三まで、四二の一から四二の四まで、四三から四六まで、四六の二、四七から五〇まで、字前割五一の一から五一の三まで、五二、五四から六〇まで、六一の一、六一の二、六二から六五まで、六七から六九まで、七一から七六まで、七七の一、七七の二、八二、八三、八五、八七、八九から九四まで、九六、九七、九七の二、九八から一〇〇まで、一〇八の三、字北割一〇二、一〇五から一〇七まで、一〇八の一、一〇八の二、一〇九、一一〇、字西割一一から一一三まで、一一五から一二〇まで、一二〇の二、一二二、一二二の二、一二三、一二三の二、一二四、一二四の二、一二五から一二七まで、一二七の二、一二八から一三二まで、一三五から一三八まで、一三八の二、一三八の三、一三九、一三九の二、一四〇、一四二から一四五まで、一四五の二、一四七から一七二まで、一七二の二、一七三から一七六まで、一七六の二、一七七、一七九、一八〇、一八二から一八四まで、一八五の一、一八五の二、一八六から一九一まで、字出口割一九三から一九八まで、二〇〇、二〇一、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇三の二、二〇四から二一〇まで、二一一の一、二一一の二、二一二の一、二一二の二、二一三、二一四、字上割二一六から二四二まで、二四二の二、字小山割二四三から二五〇まで、二五〇の二、二五一の一、二五一の二、二五一の三、二五二、二五四の一、二五四の二、二五五、二五六の一、二五六の二、二五七の一、二五七の二、二五八、二五九、二五九の二、二六〇、二六〇の二、二六一、二六一の二、二六二の一から二六二の三まで、二六三から二六九まで、二六九の二、二七〇、二七二、字大割二七三から二七七まで、字八屋窪五七から六〇まで、六一の一、六一の二、六二から六四まで、六四の二から六四の五まで、六五、六六、二七八から二八一まで、二八三、二八四、二八七から二九一まで、字南割二九二から三〇三まで、三〇七から三一五まで、字石坂三三三から三三九まで、字毛々三四〇から三四二まで、字高割三四三から三五〇まで、字柳平一から四まで、五の一、六から一二まで、一三の一、一三の二、一四、一五の一、一六、一七の一から一七の九まで、一八の一、一九から二五まで、二六の一、二六の二、二七、二八、二九の一、二九の二、字城山三〇、三一、三三から三七まで、三九、字高山四二、字平林五四の一から五四の六まで、五五の一から五五の三まで、字西尾一四六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一) 所　鳥取県鳥取市青谷町亀尻字八幡谷二六七の一、二六七の二、字竹前三六二の三、三六三、字下家空五四〇、五四三、字西山五六五の一、五六五の五、青谷町山根字山ノ鼻七七九の一

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹前三六二の三・三六三・字西山五六五の一・五六五の五・字山ノ鼻七七九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町長和瀬字島**邉**り八、八の一、青谷町奥崎字中村**廻**二一五の一、字谷田四八七、青谷町養郷字岩手ノ一　三八九の一、字宮ノ脇四〇二の二、青谷町善田字東山四一一の三、四一一の四、字すけたい四六二から四六四まで、四六六、四七五、四七七、字清水平四八〇の二、四八一、四八一の一、字上西山四八八の二〇、四八八の二九、四八八の三一から四八八の三三まで、字大根蔵四九四の一、四九四の二、四九五、青谷町大坪字天神五三八、五三九、青谷町蔵内字山大谷九二五の一、九二五の三、字東笹尾九五八の六、九五八の一六から九五八の一八まで、青谷町早牛字大石谷六五二、字鎌谷六五二の一（次の図に示す部分に限る。）、字高平七六二、七六三、字砂子八四八の一、八四八の三